公　告

諸　事　項

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４２号
札幌市清田区里塚２条２丁目６番６―202号
破産者　二神　　健
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５０号
仙台市太白区西中田６丁目３番10―909号
破産者　坂野　裕之
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目52番28号　フォーレストハウスＡ―201
破産者　佐藤　友三
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８２１号
仙台市泉区松陵４丁目24番地の８、開始決定時の住所仙台市泉区上谷刈３丁目11番21号　Ｃアミーユ八乙女301
破産者　小野寺　護
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２２号
宮城県多賀城市新田字南関合14番地の29　安達コーポ103号
破産者　佐藤　正人
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１号
山形県酒田市上安町２丁目19番地の14
破産者　吉原　　誠
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１２０号
茨城県北茨城市関南町仁井田100番地
破産者　川崎キヨ子
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１２１号
茨城県北茨城市関南町仁井田100番地
破産者　川崎　英明
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１４６号
茨城県日立市相田町３丁目45番１号
破産者　青澤　　敏
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１６０号
茨城県日立市弁天町１丁目９番４号
破産者　古河　克己
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１０３号
群馬県太田市本町20番１―601号、前住所群馬県太田市龍舞町1884番地７　アニヴェルセル301号
破産者　ＰＴＣＷこと　八ツ田　啓
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１３４６号
さいたま市浦和区常盤１丁目２番25―801号、旧住所山口県下関市彦島角倉町３丁目２番９―103号
破産者　大串　欣一
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５２号
埼玉県川口市南前川２丁目15番22号　須藤コーポ202号
破産者　澤　　裕勝
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６８号
埼玉県川口市戸塚東２丁目10番22号　メナージュヤタＢ　203号、旧住所埼玉県川口市戸塚東２丁目４番５号　マインドハイムエチュードⅠ　101号
破産者　山寺　美菜
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６９号
埼玉県加須市花崎３丁目20番地２　ユイ・ガーデン２号
破産者　鹿毛　充宏
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７０号
埼玉県加須市花崎３丁目20番地２　ユイ・ガーデン２号
破産者　鹿毛　彰子
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係